

千葉県飲酒運転根絶条例※ が改正されました!

令和5年
6月28日施行

※千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

運転手の方へ➡

通勤中の飲酒運転は
勤務先に通知されます



飲食店の方へ➡

飲酒運転防止措置を
講じない飲食店営業者に
罰則等を制定しました

**飲酒運転は大切な人の未来を奪う
重大な犯罪です**

千葉県・千葉県飲酒運転根絶連絡協議会

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の概要

条例の主なポイント

● 県民の役割

● 飲酒運転をしない。

- ◎ 飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めるように努める。
- ◎ 家庭・職場・地域等において、飲酒運転の根絶を図るための取組に努める。
- ◎ 飲酒運転をしている人を発見した場合は、警察官への通報に努める。



● 事業者の役割等

- ◎ すべての事業者について、車両運行時における運転者の飲酒の有無の確認に努める。
- ◎ 従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導等に努める。
- ◎ 国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

改正後〔追加された内容〕

従業員が通勤中に飲酒運転で検挙された場合

勤務先に違反した事実を通知
通知を受けた事業者は、アルコールチェックや教育・指導等を実施しなければならない。

酒類を提供し、その客が飲酒運転で検挙された場合

飲食店営業者に違反した事実を通知
通知を受けた飲食店営業者は、飲酒運転防止措置を講じなければならない。
県からの飲酒運転防止措置に関する指示に従わないとき、店名等の公表、指示書の店内掲示命令
指示書を掲示しない場合、5万円以下の過料



飲食店営業者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。
- 利用客の飲酒運転を防止するため、交通手段の確認等の措置に努める。
- 利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



酒類小売業者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。
- 酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 酒類購入者の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



タクシー事業者・運転代行業者

- 事業を利用することが飲酒運転の防止に資することの広報に努める。
- 利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



駐車場所有者等

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。



イベント等主催者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発等に努める。

飲酒運転は絶対しない・させない・許さない！

飲酒運転根絶宣言店を 募集します



飲酒運転をしない、させない、許さない

千葉県では、飲酒運転のない、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、飲酒運転根絶を宣言して実践する(裏面の【宣言事項】参照)飲食店を登録しています。

登録されると次のような特典があります。

- 登録証の交付
- 啓発物資の配布
- 飲食店名、所在地(市町村名のみ)を千葉県のホームページに掲載(ただし、同意が得られた場合に限りです)



対象

千葉県内で営業し、利用客に酒類を提供する
飲食店

※営業の形態にかかわらず店内で酒類を提供していれば対象となります。



申込方法

次の①か②のどちらかに申込

① 千葉県庁暮らし安全推進課

申込書を郵送又はFAXもしくは、千葉県のホームページから申込書をダウンロードし、Eメールにて申込。

申込受付Email: ik-sengen@mz.pref.chiba.lg.jp

② 千葉県内の各警察署交通課

申込書を県内の各警察署交通課窓口(平日、窓口が開いている時間帯のみ)に直接提出して申込。



問合せ先

千葉県環境生活部暮らし安全推進課交通安全対策室

住所: 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL: 043-223-2263 FAX: 043-221-2969



【 宣 言 事 項 】

一、道路交通法規を遵守し、飲酒運転は絶対にしない。

一、利用客の交通手段を確認する。

一、飲酒運転を行うおそれのある利用客に対して車両や酒類を提供しない。

一、飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報する。

一、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち続け、社会から飲酒運転が根絶されるよう、この取組を継続する。

